

「地域医療構想調整会議」の設置（案）

1 概要

構想区域その他の必要と認める区域ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想（平成27年度末策定予定）の達成を推進するため必要な協議を行う。（医療法第30条の14）

2 地域医療構想調整会議の設置・運営

項目	概要
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議 ②病床機能報告制度による情報等の共有 ③地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項 ④その他、地域医療構想の達成の推進に関する協議
参加者の範囲・選定	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町などから選定する。 ・参加者については、必要に応じ、関係団体等に照会の上、選定する。
開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ①定期開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議 ・病床機能報告制度による情報等の共有 ・地域医療介護総合確保基金の活用を検討 ②随時開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて、在宅医療等を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携など、地域医療構想の達成の推進に関して協議すべき事項がある場合 ・医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合等

3 今後のスケジュール

時期	内容
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・構想区域等ごとに地域医療構想調整会議の構成員の検討、県医療政策課へ報告 ・構成員（団体）等に対する事前調整
平成28年 4月 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議の設置、委員の委嘱等 ・定期開催（年2回程度） ・随時開催（地域の実情に応じて随時開催）